



# 山形県公報

平成15年4月1日(火)

号 外(29)

## 目 次

### 規 則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則.....(人 事 課) ... 1

### 訓 令

山形県事務代決及び専決事務に関する規定の一部を改正する訓令.....( 同 ) ... 2

## 規 則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 山形県規則第43号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の2条を加える。

(総合療育訓練センター所長に対する委任)

第5条の2 次に掲げる事務は、総合療育訓練センター所長に委任する。

(1) 児童短期入所事業、知的障害者短期入所事業及び身体障害者更生施設支援の実施に関する事項

イ 利用契約に関すること

ロ 事業の運営についての重要事項に関する規程に関すること

(最上学園長、やまなみ学園長及び鳥海学園長に対する委任)

第5条の3 次に掲げる事務は、最上学園長、やまなみ学園長及び鳥海学園長に委任する。

(1) 児童短期入所事業の実施に関する事項

イ 利用契約に関すること

ロ 事業の運営についての重要事項に関する規程に関すること

第8条を次のように改める。

### 第8条 削除

第10条に次の1号を加える。

(6) 山形県工業技術センター手数料条例(昭和41年3月県条例第16号)による次の事項

イ 第3条の規定による手数料の減免に関すること

第11条及び第12条を次のように改める。

### 第11条及び第12条 削除

第13条第1号八及び二中「第30条第2項」を「第31条第2項」に、同号ホ中「第29条」を「第30条」に、同号リ中「第30条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第18条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 山形県高等学校奨学金貸与条例(平成15年3月県条例第30号)による次の事項

イ 奨学金の貸与、返還、打切り、休止、返還の猶予及び返還の免除に関すること

第20条中「企業管理者に」を「企業管理者及び病院事業管理者に」に、同条の表中

「

企業局	企業管理者
-----	-------

」を「

企業局	企業管理者
病院事業局	病院事業管理者

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第7号

中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「服務」を「服務(旅行命令及び復命に関するものを除く。)」に改める。

第13条第2項中「総合療育訓練センター、県立病院、成人病センター及び救命救急センター」を「米沢女子短期大学、保健医療大学、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校」に、「支場並びに」を「支場及び」に、「総合療育訓練センター、県立病院、成人病センター、救命救急センター並びに」を「米沢女子短期大学、保健医療大学、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校、産業技術短期大学校庄内校及び」に改める。

別表第1の備考第4項の表中

文化環境部環境整備課、環境保護課	環境企画課長	を   に
総務部危機管理室食品安全対策課、消防防災課	生活安全調整課長	
文化環境部環境整備課、環境保護課	環境企画課長	
商工労働観光部商業振興課	産業政策課長	

改める。

別表第2 総務部の項中

	市町村債に関する こと。		1 市町村債の許可に 関すること。	を
	市町村債に関する こと。		1 市町村債の許可に 関すること。	
危機管理室 生活安全調 整課	消費生活協同組合 法に関する こと (別に定めるもの を除く。)			1 第43条第3項及び 第4項の規定による 定款の変更及び規約 の設定等の許可に関 すること。

	国民生活安定緊急措置法に関すること。		1 第6条第3項の規定による公表に関すること。	
			2 第7条第2項の規定による公表に関すること。	
	非常勤職員の任免に関すること。		1 非常勤の交通事故相談に係る顧問弁護士の任免に関すること。	
危機管理室 食品安全対策課	水道法に関すること。		1 第6条第1項の規定による水道事業の認可に関すること。	に
			2 第10条の規定による水道事業の変更の認可に関すること。	
			3 第11条(第31条において準用する場合を含む。)の規定による事業の休止又は廃止の許可に関すること。	
			4 第14条第6項の規定による水道事業の供給条件の変更の認可に関すること。	
			5 第26条の規定による水道用水供給事業の認可に関すること。	
			6 第30条第1項の規定による水道用水供給事業の変更の認可に関すること。	

改め、同表文化環境部の項中県民生活女性課の項を削り、環境政策推進室環境企画課の項、環境政策推進室環境整備課の項及び環境政策推進室環境保護課の項を次のように改める。

環境企画課	温泉法に関すること。		1 第3条の規定による土地の掘削の許可に関すること。	
			2 第9条第1項の規定によるゆう出路増掘等の許可に関すること。	
環境整備課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。		1 第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可(最終処分場及び焼却施設に係るもの	

			に限る。)に関する こと。	
			2 第9条第1項の規 定による一般廃棄物 処理施設の設置の許 可に係る事項の変更 の許可(最終処分場 又は焼却施設に係る ものに限る。)に関 すること。	
			3 第15条第1項の規 定による産業廃棄物 処理施設の設置の許 可(廃棄物の処理及 び清掃に関する法律 施行令第7条の2に 規定する産業廃棄物 処理施設及び県内に 事務所又は事業場を 有しない者が設置す る移動式の施設に係 るものに限る。)に関 すること。	
			4 第15条の2の4第 1項の規定による産 業廃棄物処理施設の 設置の許可に係る事 項の変更の許可(廃 棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令 第7条の2に規定す る産業廃棄物処理施 設及び県内に事務所 又は事業場を有しな い者が設置する移動 式の施設に係るもの に限る。)に関するこ と。	
環境保護課	自然公園法に関す ること。		1 第7条第4項の規 定による国定公園の 公園事業の決定に関 すること。	
	山形県立自然公園 条例に関するこ と。		1 第7条第2項の規 定による公園事業の 決定に関すること。	

別表第2健康福祉部の項中「医務福祉課」を「健康福祉企画課」に改め、同項長寿社会課の項施設事務費に関する  
と。の項部長専決事項の欄中「医務福祉課」を「健康福祉企画課」に改め、同部の項児童家庭課の項母子及び寡婦

福祉法施行令に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「第12条（同令第29条）を「第13条（第38条）」に改め、同欄第2項中「第15条（同令第29条）を「第16条（第38条）」に改め、同課の項施設事務費に関すること。の項部長専決事項の欄及び同部の項障害福祉課の項施設事務費に関すること。の項部長専決事項の欄中「医務福祉課」を「健康福祉企画課」に改め、同部の項保健業務課の項水道法に関すること。の項及び同部の項病院局県立病院課の項を削り、同表農林水産部の項農政企画課の項農業協同組合法に関すること（別に定めるものを除く。）の項課長専決事項の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、同課の項農地法に関すること。の項を削り、同部の項生産流通課の項漁業法に関すること。の項部長専決事項の欄中第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 第11条の規定による免許の内容等の事前決定（内水面に係るものに限る。）に関すること。

別表第2 農林水産部の項生産流通課の項家畜取引法に関すること。の項部長専決事項の欄第3項中「第23条第1号」を「第23条」に改め、同部の項森林課の項森林法に関すること。の項部長専決事項の欄中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を削り、第11項を第9項とし、第12項から第18項までを2項ずつ繰り上げ、同課の項林業種苗法に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「第12条第3項」を「第10条第1項」に改め、「の拒否の通知」を削り、同表土木部の項管理課の項土地収用法に関すること。の項部長専決事項の欄中第8項を第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 第123条の規定による緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用に関すること。

別表第2 土木部の項管理課の項土地収用法に関すること。の項部長専決事項の欄中第7項を第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 第116条の規定による協議の確認の申請に関すること。

別表第2 土木部の項管理課の項土地収用法に関すること。の項部長専決事項の欄中第6項を第7項とし、第1項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同欄に第1項として次の1項を加える。

1 第15条の7の規定による仲裁に関すること。

別表第2 土木部の項管理課の項土地収用法に関すること。の項課長専決事項の欄第1項中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同部の項交通基盤課の項山形県港湾施設管理条例に関すること。の項部長専決事項の欄第4項を削り、同部の項河川課の項を次のように改める。

河川砂防課	公有水面埋立法に関すること（生産流通課、管理課及び交通基盤課に係るものを除く。）	1 第6条第3項の規定による補償等の裁定に関すること。	1 第2条第1項の規定による公有水面埋立の免許に関すること。	
			2 第13条の2第1項の規定による埋立区域の縮小等の許可に関すること。	
			3 第14条第1項の規定による土地立入等の許可に関すること。	
			4 第16条第1項の規定による公有水面の埋立権の譲渡の許可に関すること。	
			5 第22条第1項の規定による竣功認可に関すること。	
			6 第23条第1項ただし書の規定による竣功認可の告示前の埋立地の使用許可に関すること。	

		7 第27条第1項及び第3項の規定による所有権の移転等の許可及び協議に関すること。	
		8 第30条の規定による災害防止に関する命令に関すること。	
		9 第31条の規定による工作物等の除去命令に関すること。	
		10 第33条の規定による事実更正等の措置に関すること。	
		11 第35条の規定による原状回復義務の免除等に関すること。	
水防法に関すること。	1 第13条第1項の規定による水防信号に関すること。	1 第4条の規定による水防管理団体の指定に関すること。	
河川法に関すること。	1 第5条の規定による二級河川の指定に関すること。	1 第6条の規定による区域の指定、指定の変更及び廃止に関すること。	
		2 河川法施行法第18条の規定によりなお効力を有することとされる旧河川法第44条ただし書の規定による廃川敷地等の下付に関すること。	
河川法施行令に関すること。		1 第45条第3号から第5号までの規定による処分及び許可に関すること。	
山形県河川流水占用料等徴収条例に関すること(別に定めるものを除く。)		1 第3条の規定による流水占用料等の減免に関すること。	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関すること。		1 第6条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同条第6項の規定による指定の解除に関すること。	
		2 第8条第1項の規定による土砂災害特	

			別警戒区域の指定及び同条第8項の規定による指定の解除に関すること。
--	--	--	-----------------------------------

別表第2 土木部の項砂防課の項を削り、同部の項建築住宅課の項建築士法に関すること。の項課長専決事項の欄第2項を削る。

別表第3 総務企画部の項総務課の項中

			2 第47条第1項の規定による立入検査に関すること。	を
--	--	--	----------------------------	---

武器等製造法に関すること。	1 第20条において準用する第6条の規定による猟銃等の製造又は販売の事業の許可の取消しに関すること。	1 第17条第1項の規定による猟銃等の製造の事業の許可に関すること。	1 第20条において準用する第7条第2項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。	に改め、同表保
	2 第20条において準用する第15条の規定による猟銃等の製造又は販売の事業の許可の取消し及び事業の停止の命令に関すること。	2 第18条ただし書の規定による猟銃等の製造の許可に関すること。	2 第20条において準用する第13条の規定による届出の受理に関すること。	
		3 第19条第1項の規定による猟銃等の販売の事業の許可に関すること。	3 第24条の規定による報告の徴収に関すること。	
		4 第20条において準用する第8条第1項の規定による武器の種類の変更の許可に関すること。	4 第25条第1項の規定による立入検査等に関すること。	
		5 第20条において準用する第9条第3項の規定による命令に関すること。	5 第28条第1項の規定による通報に関すること。	
		6 第20条において準用する第12条第1項の規定による移転の許可に関すること。	6 第28条第2項の規定による通報の受理に関すること。	

健福祉環境部の項福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同欄に第1項として次の1項を加える。

1 第21条の21第1項の規定による指定居宅支援事業者等に対する報告の徴収等に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉課の項身体障害者福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の3

項を加える。

- 1 第17条の21第1項の規定による指定居宅支援事業者等に対する報告の徴収等に関する事。
- 2 第17条の28第1項の規定による指定身体障害者更生施設等の設置者等に対する報告の徴収等に関する事。
- 3 第39条の規定による身体障害者居宅生活支援事業等を行う者に対する報告の徴収等に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項知的障害者福祉法に関する事。の項総合支庁長専決事項の欄中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 第15条の21第1項の規定による指定居宅支援事業者等に対する報告の徴収等に関する事。
- 2 第15条の28第1項の規定による指定知的障害者更生施設等の設置者等に対する報告の徴収等に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項母子及び寡婦福祉法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第10条(第19条の2第1項)」を「第13条(第32条第1項)」に改め、同欄第2項中「第11条(第19条の2第3項)」を「第14条(第32条第3項)」に改め、同欄第3項中「第16条第3項(第19条の4第1項)」を「第25条第3項(第34条第1項)」に改め、同課の項母子及び寡婦福祉法施行令に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第7条第5項(第28条第2項)」を「第8条第5項(第37条第2項)」に改め、同欄第2項中「第14条第1項第3号(第29条)」を「第15条第1項第3号(第38条)」に改め、同欄第3項中「第16条ただし書(第17条第2項)」を「第17条ただし書(第18条第2項)」に、「第29条」を「第38条」に改め、同欄第4項中「第18条(第29条)」を「第19条(第38条)」に改め、同課の項母子及び寡婦福祉法施行令に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第10条(第29条)」を「第11条(第38条)」に改め、同欄第2項中「第11条(第29条)」を「第12条(第38条)」に改め、同課の項山形県母子及び寡婦福祉法施行細則に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

- 1 第4条の2(第18条において準用する場合を含む。)の規定による貸付決定の取消し等に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項山形県母子及び寡婦福祉法施行細則に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄中第7項を第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 7 第12条の2(第18条において準用する場合を含む。)の規定による繰上償還申出書の受理等に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項鳥獣保護及狩猟二関スル法律に関する事。の項及び鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則に関する事。の項を次のように改める。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関する事。	1 第10条(第15条第11項において準用する場合を含む。)の規定による鳥獣の捕獲等の許可に係る措置命令等に関する事。	1 第9条第1項、第7項(第15条第11項において準用する場合を含む。)及び第8項の規定による鳥獣の捕獲等の許可等に関する事。	1 第9条第9項、第11項及び第12項の規定による鳥獣の捕獲等の許可証の再交付等に関する事。
	2 第15条第10項の規定による指定猟法禁止区域における捕獲等の許可に係る措置命令等に関する事。	2 第15条第4項の規定による指定猟法禁止区域における捕獲等の許可に関する事。	2 第15条第7項及び第9項の規定による指定猟法許可証の再交付等に関する事。
	3 第30条の規定による特別保護地区における行為の許可に係る措置命令等に関する事。	3 第29条第7項の規定による特別保護地区における行為の許可に関する事。	3 第35条第8項及び第10項の規定による銃猟制限区域における銃猟の承認証の再交付等に関する事。
	4 第35条第11項の規定による銃猟制限区域における銃猟の承認に係る措置命令等に関する事。	4 第31条の規定による実地調査等に関する事。	4 第46条の規定による狩猟免状の記載事項の変更の届出の受理等に関する事。



	5 第35条第12項において準用する第24条第10項の規定による承認の取消しに関する事。	5 第35条第3項の規定による銃猟制限区域における銃猟の承認に関する事。	5 第54条の規定による狩猟免状の受理に関する事。
	6 第50条の規定による狩猟免許試験の停止等に関する事。	6 第35条第12項において準用する第24条第5項の規定による承認証の交付に関する事。	6 第61条第4項及び第5項の規定による狩猟者登録の変更の届出の受理等に関する事。
	7 第52条の規定による狩猟免許の取消し等に関する事。	7 第41条の規定による狩猟免許試験に関する事。	7 第65条の規定による狩猟者登録証等の受理に関する事。
	8 第64条の規定による狩猟者登録の取消し等に関する事。	8 第43条の規定による狩猟免状の交付に関する事。	8 第66条の規定による報告の受理に関する事。
		9 第51条の規定による狩猟免許の更新等に関する事。	9 第75条の規定による報告の徴収等に関する事。
		10 第55条第1項の規定による狩猟者登録に関する事。	
		11 第61条第1項の規定による狩猟者登録の変更登録等に関する事。	
		12 第63条の規定による狩猟者登録の抹消に関する事。	
		13 第67条の規定による狩猟者登録の通知に関する事。	
		14 第74条第1項の規定による猟区における捕獲等の承認に関する事。	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に関する事。			1 第7条第10項から第13項までの規定による住所等の変更の届出の受理等に関する事。
			2 第15条第6項及び第7項の規定による氏名等の変更の届出の受理等に関する事。
			3 第42項第5項及び第6項の規定による氏名等の変更の届出

		の受理等に関するこ と。
		4 第49条の規定によ り住所の変更の通知 に関するこ と。
		5 第50条の規定によ る狩猟免許の亡失の 届出の受理に関する こ と。
		6 第51条第3項の規 定による免許試験を 行う場所等の通知に に関するこ と。
		7 第63条の規定によ る狩猟免許の効力停 止の記載に関するこ と。
		8 第65条第4項、第 10項及び第12項の規 定による再交付等に に関するこ と。

別表第3 保健福祉環境部の項環境課の項自然公園法に関するこ  
の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第15  
条第2項」を「第10条第2項」に改め、同欄第2項中「第18条第3項」を「第14条第3項」に改め、同欄第3項中  
「第20条第2項」を「第26条第2項」に改め、同欄第4項中「第21条」を「第27条第1項及び第2項」に、「原状回  
復命令等」を「中止命令等」に改め、同欄第5項中「第35条第3項」を「第52条第3項」に改め、同欄第6項中  
「第39条第4項」を「第55条第4項」に改め、同欄第7項中「第40条第1項」を「第56条第1項」に改め、同課の  
項自然公園法に関するこ  
の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第17条第3項」を「第13条第3項」に改め、  
同欄第2項中「第40条第1項」を「第56条第1項」に改め、同欄第3項を削る。

別表第3 保健福祉環境部の項環境課の項自然公園法に関するこ  
の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第  
17条第6項」を「第13条第6項」に改め、同欄第2項中「第18条第6項」を「第14条第6項」に改め、同欄第3項  
中「第20条第1項」を「第26条第1項」に改め、同欄第4項中「第22条第1項」を「第28条第1項」に改め、同欄  
第5項中「第40条第3項」を「第56条第3項」に改め、同課の項自然公園法施行令に関するこ  
の項総合支庁長  
専決事項の欄第3項を削り、同欄第4項中「附則第3項の規定により行うこととされる」を削り、「第20条第2項及  
び第21条」を「第26条第2項並びに第27条第1項及び第2項」に改め、  
課の項自然公園法施行令に関するこ  
の項総合支庁部長専決事項の欄第1項を削り、同欄第2項中「をすること(附則第3項の規定により行うこととさ  
れる自然公園法第17条第3項)を「にすること(自然公園法第13条第3項)に改め、同項を同欄第1項とし、同  
課の項自然公園法施行令に関するこ  
の項総合支庁課長専決事項の欄第4項を削り、同欄第5項中「附則第3項  
の規定により行うこととされる」を削り、「第20条第1項」を「第26条第1項」に、「第20条第4項」を「第26条第  
4項」に、「第22条第1項」を「第28条第1項」に改め、同項を同欄第4項とし、同課の項山形県立自然公園条例に  
に関するこ  
の項総合支庁長専決事項の欄第3項中「第14条」を「第14条第1項及び第2項」に、「原状回復命令  
等」を「中止命令等」に改め、同課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関するこ  
の項総合支庁長専決事  
項の欄第2項中「埋立処分又は焼却処分を行う産業廃棄物処分業者に係るものを除く場合であつて、」を削り、同  
欄第3項中「産業廃棄物処理施設に」を「産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置す  
る移動式の施設に」に改め、同課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関するこ  
の項総合支庁部長専決事  
項の欄第3項から第6項までの規定中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄  
物処理施設」を「最終処分場及び焼却施設並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する  
産業廃棄物処理施設並びに県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設」に改め、同欄第7項を  
削り、同欄第8項中「(最終処分及び焼却処分に係るものを除く。)」を削り、同項を同欄第7項とし、同欄第9項  
中「埋立処分及び焼却処分を行う産業廃棄物処分業者に係るものを除く場合であつて、」を削り、同項を同欄第8

項とし、同欄第10項中「(埋立処分及び焼却処分を除く特別管理産業廃棄物処分業者に係るものに限る。)」を削り、同項を同欄第9項とし、同欄第11項中「同法」及び「埋立処分又は焼却処分を行う特別管理産業廃棄物処分業者に係るものを除き、」を削り、同項を同欄第10項とし、同欄第12項中「産業廃棄物処理施設に」を「産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に」に改め、同項を同欄第11項とし、同欄第13項中「産業廃棄物処理施設に」を「産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に」に改め、同項を同欄第12項とし、同欄第14項中「産業廃棄物処理施設に」を「産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に」に改め、同項を同欄第13項とし、同欄第15項中「(産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者(埋立処分又は焼却処分を行う業者を除く。))並びに事業者に係るものに限る。)」及び「(県内に事務所又は事業場を有する者に係るものに限る。)」を削り、同項を同欄第14項とし、同欄第16項中「産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者(埋立処分又は焼却処分を行う業者を除く。))並びに事業者に係るものに限る。」を「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設に係るものを除く。」に改め、「(県内に事務所又は事業場を有するものに限る。)」を削り、同項を同欄第15項とし、同欄に次の1項を加える。

16 第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業場の登録に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に関すること(県内に事務所又は事業場を有する者に係るものに限る。)。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「(埋立処分又は焼却処分

<p>を行う業者に係るものを除く。)」を削り、同課の項中</p>	<p>「山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に関すること(埋立処分又は焼却処分を行う事業に係るものを除く場合であつて、県内に事務所又は事業場を有する者に係るものに限る。)」</p>	<p>「山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に関すること。」</p>	<p>を削り、同課の項特定製</p>
----------------------------------	---	---	--------------------

品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 第17条(第28条及び第33条第1項において準用する場合を含む。)の規定による登録の取消し等に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第4項を第11項とし、第3項を第10項とし、第2項を第9項とし、同項の前に次の2項を加える。

7 第25条第1項の規定による第二種特定製品引取業者の登録に関すること。

8 第29条第1項の規定による第二種フロン類回収業者の登録に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項を第6項とし、同項の前に次の5項を加える。

- 1 第9条第1項の規定による第一種フロン類回収業者の登録(県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。)に関する事。
- 2 第12条第1項(第28条及び第33条第1項において準用する場合を含む。)の規定による登録の更新(県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。)に関する事。
- 3 第13条第1項(第28条及び第33条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理(県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。)に関する事。
- 4 第15条第1項(第28条及び第33条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理(県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。)に関する事。
- 5 第22条第2項(第33条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による回収量等の報告の受理(県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。)に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項保健企画課の項薬事法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第8項中「第24条第2項」を「第24条」に、「許可」を「許可及び許可」に改め、同欄中第9項及び第10項を削り、第11項を第9項とし、第12項を第10項とし、第13項を削り、第14項を第11項とし、同部の項中

			12 第49条の規定による麻薬研究者の届出の受理に関する事。		を
--	--	--	--------------------------------	--	---

			12 第49条の規定による麻薬研究者の届出の受理に関する事。		に
	山形県毒物及び劇物取締法施行細則に関する事。			1 第4条の2の規定による毒物劇物取扱者試験に合格した旨の証明書の交付に関する事。	
生活衛生課(最上総合支庁にあつては保健企画課)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事。		1 第12条の2の規定による事業の登録に関する事。		
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に関する事。		1 第33条の規定による登録事項の変更及び事業の廃止の届出の受理に関する事。		

改め、同部の項地域保健予防課の項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄中第12項を第13項とし、第7項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 第27条第3項の規定による職員の任命及び第5項の規定による職員の身分を示す証票の発行に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健予防課の項中

母体保護法に関する事。		1 第15条第2項の規定による講習の認定に関する事。		を
-------------	--	----------------------------	--	---

母体保護法に関する事。		1 第15条第2項の規定による講習の認定に関する事。		
-------------	--	----------------------------	--	--

児童福祉法に関する こと。		1 第20条第1項の規定による育成医療の給付の決定又は費用の支給の決定に関する こと。	に改め、同表産
		2 第56条第4項及び第7項の規定による支払命令等に関する こと。	
母子保健法に関する こと。		1 第20条第1項の規定による養育医療の給付の決定又は費用の支給の決定に関する こと。	
		2 第21条の4第1項の規定による費用の徴収に関する こと。	

業経済部の項商工労働観光課(最上総合支庁にあつては産業経済総務課)の項商工会法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第2項を削り、第3項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 第52条の2第2項の規定による商工会の合併の認可に関する  
こと。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項農業協同組合法に関する  
こと(所管区域を越える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。)  
の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第10条第15項、第16項、第18項、第19項及び第20項」を「第10条第17項、第18項及び第20項から第22項まで」に改め、同課の項総合支庁課長専決事項の欄第2項中「第64条第5項後段」を「第64条第4項後段」に改め、同課の項農地法に関する  
こと。の項総合支庁専決事項の欄中「(本庁において行つた許可に係るものを除く。)」を削り、同項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「(1件の面積が2ヘクタール以下のものに限る。)」を削り、同欄第3項中「(1件の面積が2ヘクタール以下の土地に係るものに限る。)」を削り、同課の項薬事法(動物用医薬品の特例販売業に係るものに限る。)に関する  
こと。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第24条第2項」を「第24条」に、「許可」を「許可及び許可」に改め、同欄第2項を削り、同課の項農業振興地域の整備に関する法律に関する  
こと。の項総合支庁長専決事項の欄中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 第11条第5項の規定による審査の申立てに対する裁決に関する  
こと。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項農業振興地域の整備に関する法律に関する  
こと。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項を次のように改める。

1 第13条第4項において準用する第8条第4項の規定による農業振興地域整備計画の変更の協議に関する  
こと。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関する  
こと。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第37条」を「第35条」に、「卸売業」を「販売業」に改め、同欄中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを削り、同欄第7項中「第45条第3項において準用する第43条」を「第45条第1項」に改め、同項を同欄第3項とし、同欄中第8項を削り、第9項を第4項とし、第10項を削り、第11項を第5項とし、同課の項青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に関する  
こと。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

2 第18条第1項の規定による就農支援資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する資金の貸付けに関する  
こと。

別表第3 産業経済部の項農村整備課、西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課、鶴岡農村整備課及び酒田農村整備課の項登記に関する  
こと。の項を削り、同部の項農村整備課、西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課、鶴岡農村整備課及び酒田農村整備課(最上総合支庁及び庄内総合支庁の農村計画課を含む。)の項中

「 応急措置に関する こと。」			1 天災地変に際して 応急措置をとること。	を
-----------------------	--	--	--------------------------	---

「 応急措置に関する こと。」			1 天災地変に際して 応急措置をとること。	に改め、同部の
登記に関する こと。」			1 県営土地改良事業 に係る登記業務の囑 託に関すること。	

項水産課の項水産業協同組合法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第2項中「第64条」を「第63条」に改め、同課の項水産業協同組合法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第11条の3第1項」を「第11条の4第1項」に改め、同欄第2項中「第15条の3」を「第15条の2」に改め、同課の項水産業協同組合法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第17条の2第8項」を「第17条の2第3項」に改め、同欄第4項中「第86条第4項」を「第86条第5項」に改め、同欄第5項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第9項」に改め、同課の項漁業法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 第11条の規定による免許の内容等の事前決定に関すること(海面に係るものに限る。)

別表第3 産業経済部の項水産課の項漁船法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第3条の2」を「第4条」に改め、同欄第2項中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め、同欄第3項中「第7条」を「第8条」に改め、同欄第4項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同欄第5項中「第11条」を「第12条」に改め、同欄第6項中「第11条の2」を「第13条」に改め、同欄第7項中「第14条第3項」を「第17条第3項」に改め、同欄第8項中「第17条」を「第20条」に改め、同欄第9項中「第18条」を「第21条」に改め、同欄第10項中「第20条の2」を「第23条」に、「漁船原簿等」を「漁船原簿」に改め、同欄第11項中「第28条第1項」を「第50条第1項」に改め、同課の項小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令に関すること。の項を次のように改める。

小型漁船の総トン 数の測度に関する 政令に関する こと。			1 第1条の規定による 小型漁船の総トン 数の測度に関する こと。
---------------------------------------	--	--	--

別表第3 産業経済部の項水産課の項小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する省令に関すること。の項を削り、同課の項遊漁船業の適正化に関する法律に関すること。の項を次のように改める。

遊漁船業の適正化 に関する法律に関 すること。	1 第19条の規定による 登録の取消し等に 関すること。	1 第18条の規定による 命令に関する こと。	1 第3条の規定による 遊漁船業者の登録 に関すること。
			2 第7条第1項の規定による 届出の受理 に関すること。
			3 第8条の規定による 登録簿の閲覧に関 すること。
			4 第9条第1項の規定による 届出の受理 に関すること。

		5 第11条第1項の規定による届出の受理に関すること。
		6 第24条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。

別表第3 産業経済部の項森林整備課の項中

「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法に関すること。」

を

「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に関すること。」


に、

「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行令に関すること。」

を

「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令に関すること。」

に改め、同部の項森林整備課、西村山森林整備課、北村山森林整備課及び西置賜森林整備課の

項租税特別措置法施行規則に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第13条第2項第1号」を「第13条第3項第1号」に改め、同欄第2項を削り、同表建設部の項建設総務課、西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課の項建設業法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「ること(第3条の2の規定により許可に条件を付すことを含む。)」を「に関すること」に改め、同課の項浄化槽法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「登録、登録の拒否及び通知」を「等」に改め、同課の項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「(第12条の規定により許可に条件を付すことを含む。)」を削り、同欄第2項中「第12条の規定による条件の付加」を「第14条の規定による許可の特例」に改め、同欄第3項中「、第3項及び第4項」を「及び第3項」に改め、同課の項建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項及び第3項を削り、同課の項山形県砂防設備占用料等徴収条例に関すること。の項を次のように改める。

砂防法施行条例に関すること。	1 第3条第1項の規定による砂防指定地内における行為の許可(第6条の規定による協議(以下この項において「協議」という。)を含む。)に関すること。	1 第3条第3項の規定による届出の受理に関すること。
	2 第4条の規定による砂防設備等の占用の許可(協議を含む。)に関すること。	2 第9条第2項の規定による届出の受理に関すること。
	3 第5条の規定による土石等の採取の許	3 第12条の規定による届出の受理に關す

		許可に関する こと。	関すること。
		4 第10条の規定による許可の更新に関する こと。	4 第13条の規定による届出の受理に関する こと。
		5 第11条の規定による変更の許可に関する こと。	5 第14条の規定による届出の受理に関する こと。
		6 第15条第1項の規定による権利の譲渡の承認に関する こと。	
		7 第19条の規定による砂防設備占用料等の減免に関する こと。	
		8 第22条の規定による監督処分に関する こと。	

別表第3建設部の項建設総務課、西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課の項山形県砂防指定地管理規則に関すること。の項を削り、同部の項道路計画課、西村山道路計画課、北村山道路計画課、西置賜道路計画課及び都市計画課の項駐車場法に関すること。の項を削り、同部の項河川砂防課、西村山河川砂防課、北村山河川砂防課及び西置賜河川砂防課の項水防法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中「第10条の4第1項」を「第10条の6第1項」に改め、同課の項地すべり等防止法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第16条の規定による土地の立入及び一時使用に関すること。

別表第3建設部の項河川砂防課、西村山河川砂防課、北村山河川砂防課及び西置賜河川砂防課の項地すべり等防止法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中「第26条第2項」を「第26条第1項及び第2項」に、「閲覧」を「調製、保管及び閲覧」に改め、同課の項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第4項を削り、同部の項建築課の項建築基準法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第6項中「第68条の3第1項、第4項及び第5項の規定による地区計画区域」を「第68条の3第1項から第4項までの規定による再開発等促進区等」に改め、同欄第7項中「第68条の4第1項から第3項まで」を「第68条の4」に、「住宅地高度利用地区計画区域」を「地区計画等の区域」に改め、同欄第8項中「第68条の5第1項の規定による再開発地区計画区域」を「第68条の5の2第2項の規定による地区計画又は沿道地区計画の区域」に改め、同欄中第18項を第19項とし、第9項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 第68条の5の4の規定による地区計画等の区域内における建築物の制限の規定の適用除外に係る認定に関する  
こと。

別表第3建設部の項建築課の項建築士法に関すること(庄内総合支庁に限る。)。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項を次のように改める。

1 第23条の規定による登録に関すること。

別表第3建設部の項建築課の項建築士法に関すること(庄内総合支庁に限る。)。の項総合支庁部長専決事項の欄中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げ、同部の項建築課、西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課の項租税特別措置法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第3項中「第31条の2第2項第10号八」を「第31条の2第2項第12号八」に改め、同欄第4項中「第31条の2第2項第11号二」を「第31条の2第2項第13号二」に改め、同欄第5項中「第62条の3第4項第10号八」を「第62条の3第4項第12号八」に改め、同欄第6項中「第62条の3第4項第11号二」を「第62条の3第4項第13号二」に改め、同欄に次の2項を加える。

9 第68条の69第3項第5号イの規定に基づく優良宅地の認定に関すること。



10 第68条の69第3項第6号の規定に基づく優良住宅の認定に関すること。

別表第3 建設部の項建築課、西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課の項中

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に関すること。		1 第4条第1項及び第2項の規定による指導及び助言並びに指示に関すること。		を
---	--	---------------------------------------	--	---

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に関すること。		1 第4条の規定による命令等に関すること。		に、
		2 第5条第3項の規定による指導及び助言に関すること。		
		3 第6条の規定による計画の認定等に関すること。		
		4 第7条の規定による計画の変更の認定等に関すること。		
		5 第10条の規定による報告の徴収に関すること。		
		6 第11条の規定による改善命令に関すること。		
		7 第12条の規定による認定の取消しに関すること。		
エネルギーの使用の合理化に関する法律に関すること。		1 第15条第1項の規定による指導及び助言に関すること。	1 第15条の2の規定による届出の受理及び指示等に関すること。	
		2 第25条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。		

			6 第43条の規定による立入検査に関すること。	を
--	--	--	-------------------------	---

高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。			6 第43条の規定による立入検査に関すること。	
		1 第12条の規定による助言又は指導に関すること。	1 第4条の規定による登録に関すること。	

		2 第14条の規定による登録の取消し等に関すること。	2 第8条第1項の規定による変更の登録に関すること。	に改め、同部の
		3 第15条の規定による登録の消除に関すること。	3 第9条の規定による登録簿の閲覧に関すること。	
			4 第13条の規定による登録事項の訂正等の指示に関すること。	

項港湾事務所の項山形県漁港管理条例に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項を削り、同欄第3項中「承認及び同条例第12条第1項の規定による」を削り、同項を同欄第2項とし、同課の項山形県漁港管理条例に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「受理」を「受理及び指示」に改め、同欄第7項中「後納の指定、分納の承認及び使用料等の還付」を「減免等」に改め、同項を同欄第8項とし、同欄中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第8条第2項及び第3項の規定による指示及び許可に関すること。

別表第3建設部の項港湾事務所の項請負契約に関すること(別に定めるものを除く。)。の項総合支庁課長専決事項の欄中「及び本庁の土木部」を「並びに本庁の農林水産部及び土木部」に改める。

別表第4第3号中「総合療育訓練センター、県立病院、成人病センター、救命救急センター」を「米沢女子短期大学、保健医療大学、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校、産業技術短期大学校庄内校」に改め、「手数料の調定」を削り、「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、

「  
 (8) 第45条の規定による精神保健福祉手帳の交付に関すること。  
 (9) 第45条の2の規定による精神保健福祉手帳の返還等に関すること。  
 (計量検定所長の専決事項)  
 1 計量法に基づく特定計量器の検定及び検査並びにこれらに伴う証印の押印及び除去、不合格理由の通知等に関すること。  
 2 計量法に基づく基準検査並びにこれに伴う証印の押印及び除去、成績書の交付、不合格理由の通知等に関すること。  
 3 計量法に基づく登録及び指定に関すること。  
 4 計量法に基づく諸届の処理に関すること。  
 5 計量法に基づく立入検査に関すること。  
 6 計量器及び計量に関する調査及び鑑定に関すること。  
 」を

「  
 (8) 第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。  
 (9) 第45条の2の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還等に関すること。  
 」に、

「  
 1 歳出予算の配当替えを受けた額の範囲内で用地の借入れに係る支出負担行為をすること。  
 (病害虫防除所(支所を含む。)長の専決事項)  
 1 農薬取締法第8条及び第11条の規定による届出の受理に関すること。  
 」を

「  
 1 歳出予算の配当替えを受けた額の範囲内で用地の借入れに係る支出負担行為をすること。  
 」に改

め、同号を同表第4号とし、同表第2号の表総長専決事項の欄第14項中「、手数料の調定」を削り、同号を別表第4第3号とし、同表第1号中「、県立病院、成人病センター及び救命救急センター」を削り、同号の表中

「  
 所長又は院長専決事項  
 」を

「 」に改め、「手数料の調定」を削り、同表事務局長専決事項の欄第1項中「又は院長」を削り、「医師」を「医師、歯科医師」に改め、同号を別表第4第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 米沢女子短期大学、保健医療大学、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校

決 裁 区 分	
学長又は校長専決事項	事務局長専決事項
1 旅行命令及び復命に関する事。	1 学長又は校長専決事項の欄第1項に掲げる事項のうち所属職員に係るものに関する事。
2 勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更に関する事。	
3 時間外勤務命令、休日勤務命令及び宿日直勤務命令に関する事。	
4 勤務時間条例第4条の3の規定による育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限の承認に関する事。	
5 勤務時間条例第4条の3の規定による育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限の承認に関する事。	
6 休日の代休日の指定に関する事。	
7 休暇の承認に関する事。	
8 職務に専念する義務の免除その他の服務に関する諸願の許可又は承認(営利企業等従事の許可、職員団体の業務に専ら従事することの許可及び団体役員就任の承認を除く。)に関する事。	
9 育児休業、育児休業の期間の延長及び部分休業に係る承認並びに育児休業に係る届出の受理に関する事。	
10 勤務に係る事実証明に関する事。	
11 所属職員の事務分担の制定及び変更に関する事。	
12 旅行依頼に関する事。	
13 所管事務及び事業に係る通知又は照復に関する事。	
14 公文書の開示等に係る決定、決定の通知等に関する事。	
15 債務負担行為に係る賃貸借契約に関する事。	

別表第5自動車税事務所長の項中「主務課長」を「 」に改め、同表環境保全センターの項を次のように改める。

環境科学研究センター		副所長	庶務係長(庶務に関する事務に限る。)	
------------	--	-----	--------------------	--

別表第5点字図書館の項、県立病院の項、成人病センター及び救命救急センターの項、計量検定所の項及び全国都市緑化フェア推進事務局の項を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第3保健福祉環境部の項環境課の項鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に関する事。の項及び鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則に関する事。の項の改正規定は、平成15年4月16日から施行する。